

誰もが活躍・地域担い手養成事業業務委託に係る仕様書

1 目的

高齢化率の上昇や独居高齢者・高齢者夫婦のみ世帯が増加している中、多様な生活上の困り事への支援が必要な高齢者を支えるためには、地域住民による支え合い活動を推進する必要がある。一方で、少子高齢化・人口減少、地域コミュニティの希薄化等により、地域を支える人材の高齢化・人手不足が進んでいる。

そのような中、地域社会を持続可能なものにするため、これまで地域活動の主な担い手であった退職後の高齢者等に限らず地域活動の参画を促進し、高齢者の地域での生活を支える人材の確保を図る。

2 委託期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

3 業務内容

高齢者の生活支援等の担い手の確保・養成を促進することを目的とした企画を実施し、住民の地域活動への参加や活動している団体の支援等を行う。

(1) 生活支援等の担い手を確保・養成する事業の実施

ア 想定されるテーマ

- ・生活支援
- ・移動支援
- ・居場所、通いの場

イ 想定される事業

- ・担い手候補の意欲を引き出すための講演会の開催
- ・実践に結びつける研修
- ・既存の活動のフォローアップ 等

ウ 事業の実施地域

- ・県内2地域程度

(2) 上記(1)に付随する業務

ア 事業実施地域の選定

イ 福祉団体や企業等、連携する団体の掘り起し・選定

ウ 当事業の周知等を目的とした当事業に関するホームページの作成・管理

エ その他団体との連携に必要な業務等

(3) その他留意事項

ア 担い手の主体は、個人、団体、企業など問わないが、当該地域のみではなく、他でも展開が可能な主体の参加が好ましい。

イ (2)ア及びイの選定は、県と協議の上、決定すること。

ウ 県内の他地域に横展開可能なスキームであること。

4 権利の帰属

本業務の成果物の著作権は、静岡県に帰属するものとする。

5 補足事項

(1) 提案の内容

企画提案書では、3 業務内容に関する企画内容に加え、以下について記載すること。

ア 事務局の体制

イ 3 (1)ウ (3 (2)ア) として想定する地域名もしくは選定の手法

ウ 3 (2)イとして想定する団体名もしくは選定の手法

エ 「事業者を守り育てる静岡県公契約条例」第3条第4項各号に掲げる事項に資する社会的取組（「福産品等SDGsパートナー認定制度」や「くるみん認定」等の評価制度の該当状況）

(2) その他

ア 委託業務の遂行に当たり、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。

イ 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

ウ 本業務を執行する上で関連して必要となる本仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議により決定する。